明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三一）　一
○不動産登記規則等の一部を改正する省令（同三二）　三
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二七）　一七
〔告　示〕
○経済センサス基礎調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一四八）　一九
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、公立学校共済組合定款の一部変更・役員の退職及び就職関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　二七
会社その他
会社決算公告　二四

省令

○法務省令第三十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条の二の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十二日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船舶観光上陸の許可） **第十三条の二**　法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十七号の二様式による申請書一通を入国審査官に提出して行わなければならない。	（船舶観光上陸の許可） **第十三条の二**　法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十七号の二様式による申請書及び船舶観光上陸を希望する外国人が記載した別記第六号の七様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。
［2～6　略］	［2～6　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記第六号の七様式を削る。